

令和6年第2回水戸市議会定例会議案

水 戸 市

議 案

〔令和 6 年 6 月 3 日〕
〔第 2 回水戸市議会定例会〕

市議会議案第64号	友好交流都市の締結について	1
〃 第65号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	3
〃 第66号	水戸市市税条例の一部を改正する条例	5
〃 第67号	水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例	7
〃 第68号	水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例	9
〃 第69号	指定管理者の指定について（児童遊園）	11
〃 第70号	市道路線の認定及び廃止について	13
〃 第71号	はしご付消防自動車製造請負契約の締結について	35
〃 第72号	令和 6 年度水戸市一般会計補正予算（第 2 号）	37
報 告 第17号	専決処分について（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例）	39
〃 第18号	専決処分について（東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例）	41
〃 第19号	専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）	43
〃 第20号	専決処分について（水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	51
〃 第21号	専決処分について（令和 6 年度水戸市一般会計補正予算（第 1 号））	53
〃 第22号	専決処分について（水戸市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例）	57
〃 第23号	専決処分について（水戸市市税条例の一部を改正する条例）	59
〃 第24号	専決処分について（水戸黄門ふるさと基金条例の一部を改正する条例）	61
〃 第25号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	63
〃 第26号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	65
〃 第27号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	67
〃 第28号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	69
〃 第29号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	71
〃 第30号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	73
〃 第31号	専決処分について（和解及び損害賠償の額を定めることについて）	75
〃 第32号	令和 5 年度水戸市一般会計継続費繰越計算について	77
〃 第33号	令和 5 年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について	79
〃 第34号	令和 5 年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について	83
〃 第35号	令和 5 年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について	85
〃 第36号	令和 5 年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について	87
〃 第37号	令和 5 年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について	89

報 告	第38号	令和5年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について	91
〃	第39号	令和5年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について	93
〃	第40号	公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和6年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	95
〃	第41号	公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和6年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	97
〃	第42号	一般財団法人水戸市農業公社の令和6年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	99
〃	第43号	一般財団法人水戸市公園協会の令和6年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	101
〃	第44号	公益財団法人水戸市国際交流協会の令和6年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	103
〃	第45号	一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和6年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	105
〃	第46号	一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和6年度事業計画及び予算に関する書類の提出について	107

市議会議案第64号

友好交流都市の締結について

水戸市と台南市との間に、友好交流都市の締結をするものとする。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定に基づき、茨城県後期高齢者医療広域連合規約を次のとおり変更するものとする。

記

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

（参考）

地方自治法抜粋

（組織、事務及び規約の変更）

第291条の3第1項 広域連合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは処理する事務を変更し、又は広域連合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第1項第6号若しくは第9号に掲げる事項又は前条第1項若しくは第2項の規定により広域連合が新たに事務を処理することとされた場合（変更された場合を含む。）における当該事務のみに係る広域連合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

（議会の議決を要する協議）

第291条の11 第284条第3項、第291条の3第1項及び第3項、前条第1項並びに第291条の13において準

用する第289条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和3年水戸市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第76条中「第64条第4項」を「第152条第5項」に改める。

付則第7条を次のように改める。

第7条 削除

付則第12条の4の次に次の1条を加える。

（令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第12条の5 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第26条、第28条から第31条まで、付則第8条第2項、付則第10条第1項、付則第11条第1項、付則第12条及び付則第15条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

付則第13条第3項中「及び付則第12条の2第1項」を「付則第12条の2第1項及び前条」に、「とする」を「と、前条中「付則第12条」とあるのは「付則第12条、次条第2項」とする」に改める。

付則第18条中第21項を削り、第20項を第21項とし、第14項から第19項までを1項ずつ繰り下げ、第13項の次に次の1項を加える。

14 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は、14分の11とする。

付則第18条中第27項を第28項とし、第24項から第26項までを1項ずつ繰り下げ、第23項の次に次の1項を加える。

24 法附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

付則第19条中第14項を第15項とし、第3項から第13項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

付則第30条第3項第5号、第31条第3項第5号、第32条第3項第5号、第35条第5項第5号、第36条第2項第5号、第38条第2項第5号、第39条第2項第5号及び同条第5項第5号並びに第40条第2項第5号及び同条第5項第5号中「付則第12条の2」の次に「及び付則第12条の5」を加え、「同条第1項」を「付則第12条の2第1項及び付則第12条の5」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第76条の改正規定は、令和7年4月1日から施行す

る。

（経過措置）

- 2 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する 条例の一部を改正する条例

水戸市地方活力向上地域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成28年水戸市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「特定業務施設の」を「特定業務施設及び同号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市児童遊園条例の一部を改正する条例

水戸市児童遊園条例（平成2年水戸市条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表水戸市内原町松下児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市内原町道下児童遊園	水戸市内原町624番9
--------------	-------------

別表水戸市笠原町八ツ無地第10児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市笠原町八ツ無地第11児童遊園	水戸市笠原町858番1
-------------------	-------------

別表水戸市河和田町池下児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市河和田町一丁田児童遊園	水戸市河和田町4958番12
----------------	----------------

別表水戸市河和田町新田前児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市河和田町丹下二ノ牧児童遊園	水戸市河和田町3891番971
------------------	-----------------

別表水戸市見和曲ノ手第2児童遊園の項の次に次のように加える。

水戸市元石川町堂ノ上児童遊園	水戸市元石川町446番6
----------------	--------------

付 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき、次のように指定管理者を指定するものとする。

記

- 1 管理を行わせる公の施設の名称
 - (1) 水戸市内原町道下児童遊園
 - (2) 水戸市笠原町八ツ無地第11児童遊園
 - (3) 水戸市河和田町一丁田児童遊園
 - (4) 水戸市河和田町丹下二ノ牧児童遊園
 - (5) 水戸市元石川町堂ノ上児童遊園
- 2 指定管理者となる団体の名称 一般財団法人水戸市公園協会
- 3 指定の期間 令和6年7月1日から令和8年3月31日まで

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

地方自治法抜粋

第244条の2第6項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

市議会議案第70号

市道路線の認定及び廃止について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条及び第10条の規定に基づき、市道路線の認定及び廃止を別紙のとおり行うものとする。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

1 路線の認定

路線名	起 点	終 点	重要な経過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋 り よ う		
河 和 田 247号線	起点 市道河和田115号交点 水戸市河和田町3891番1004地先	終点 市道河和田247号交点 水戸市河和田町3891番983地先		269.23		6.35	開発行為 道 路
笠 原 300号線	起点 市道笠原279号交点 水戸市笠原町1763番7地先	終点 水戸市笠原町1763番2地先		43.05		6.35 ～6.36	開発行為 道 路
笠 原 301号線	起点 幹線市道14号線交点 水戸市笠原町858番35地先	終点 市道笠原301号交点 水戸市笠原町858番33地先		223.22		6.35	開発行為 道 路
笠 原 302号線	起点 市道笠原301号交点 水戸市笠原町858番20地先	終点 水戸市笠原町857番5地先		43.37		6.35	開発行為 道 路
酒 門 398号線	起点 市道酒門23号交点 水戸市酒門町4256番3地先	終点 水戸市酒門町4257番19地先		110.10		6.34 ～6.39	開発行為 道 路
酒 門 399号線	起点 市道酒門37号交点 水戸市元石川町445番5地先	終点 水戸市元石川町448番地先		68.88		6.35	開発行為 道 路
渡 里 336号線	起点 市道渡里175号交点 水戸市双葉台5丁目785番8地先	終点 水戸市双葉台5丁目785番15地先		77.13		6.35	開発行為 道 路
赤 塚 429号線	起点 主要地方道玉里水戸線交点 水戸市河和田町4943番7地先	終点 市道赤塚151号交点 水戸市河和田町4958番6地先		469.37		6.34 ～6.38	開発行為 道 路
赤 塚 430号線	起点 市道赤塚429号交点 水戸市河和田町4944番17地先	終点 水戸市河和田町4948番7地先		102.52		6.35 ～6.37	開発行為 道 路
赤 塚 431号線	起点 市道赤塚429号交点 水戸市河和田町4948番13地先	終点 市道赤塚429号交点 水戸市河和田町4951番16地先		130.24		6.35 ～6.37	開発行為 道 路
赤 塚 432号線	起点 市道赤塚429号交点 水戸市河和田町4958番8地先	終点 水戸市河和田町4958番3地先		28.50		6.35 ～6.36	開発行為 道 路

路線名	起 点	終 点	重要な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
赤 塚 433号線	起点 市道赤塚431号交点 水戸市河和田町4948番14地先	終点 水戸市河和田町4948番17地先		28.69		6.35 ～6.36	開発行為 道 路
見 川 310号線	起点 市道見川105号交点 水戸市千波町2325番29地先	終点 水戸市千波町2325番23地先		68.21		6.36	開発行為 道 路
幹線市道 7 号 線 (坏・大野線)	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市東大野186番4地先	終点 水戸市中大野676番1地先		1,466.00		9.40 ～20.00	再 認 定 道 路
上 大 野 195号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市東大野147番1地先	終点 県道小泉水戸線交点 水戸市東大野188番1地先		101.76		9.60 ～9.70	再 認 定 道 路
上 大 野 196号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野300番1地先	終点 幹線市道7号交点 水戸市坏大野220番2地先		334.66		3.90 ～7.60	再 認 定 道 路
上 大 野 197号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野394番2地先	終点 幹線市道7号交点 水戸市東大野210番1地先		131.13		3.00 ～6.20	再 認 定 道 路
上 大 野 198号線	起点 市道上大野93号交点 水戸市中大野213番1地先	終点 市道上大野126号交点 水戸市中大野363番地先		579.07		2.40 ～4.80	再 認 定 道 路
上 大 野 199号線	起点 幹線市道7号交点 水戸市坏大野11番1地先	終点 県道小泉水戸線交点 水戸市中大野5番1地先		575.51		2.50 ～7.80	再 認 定 道 路
上 大 野 200号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市中大野257番1地先	終点 市道上大野94号交点 水戸市中大野229番地先		36.00		2.50 ～5.50	再 認 定 道 路
上 大 野 201号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市中大野474番1地先	終点 水戸市中大野667番1地先		952.91		2.20 ～8.00	再 認 定 道 路
上 大 野 202号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野100番1地先	終点 水戸市坏大野98番地先		66.61		3.00 ～5.40	再 認 定 道 路

路線名	起 点	終 点	重要な経過地	延長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
上大野 203号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野114番2地先	終点 幹線市道7号交点 水戸市坏大野51番2地先		489.59		3.50 ～10.20	再 認 定 道 路
上大野 204号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野133番1地先	終点 市道上大野60号交点 水戸市中大野482番地先		275.02		2.40 ～8.50	再 認 定 道 路
上大野 205号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市中大野220番1地先	終点 市道上大野62号交点 水戸市中大野276番地先		239.99		4.80 ～10.00	再 認 定 道 路
上大野 206号線	起点 市道上大野62号交点 水戸市中大野263番地先	終点 県道小泉水戸線交点 水戸市中大野229番地先		182.79		2.50 ～6.30	再 認 定 道 路
上大野 207号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市中大野159番1地先	終点 市道上大野166号交点 水戸市中大野2042番地先		411.79		2.70 ～6.00	再 認 定 道 路
上大野 208号線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市中大野138番3地先	終点 市道上大野58号交点 水戸市中大野153番地先		141.13		4.00 ～7.50	再 認 定 道 路
上 市 355号線	起点 市道上市337号交点 水戸市新荘2丁目4809番12地先	終点 水戸市新荘2丁目4809番6地先		57.35		6.35	開発行為 道 路
内 原 8-3154号線	起点 主要地方道石岡城里線交点 水戸市内原町1472番30地先	終点 水戸市内原町624番9地先		90.04		6.50	開発行為 道 路

2 路線の廃止

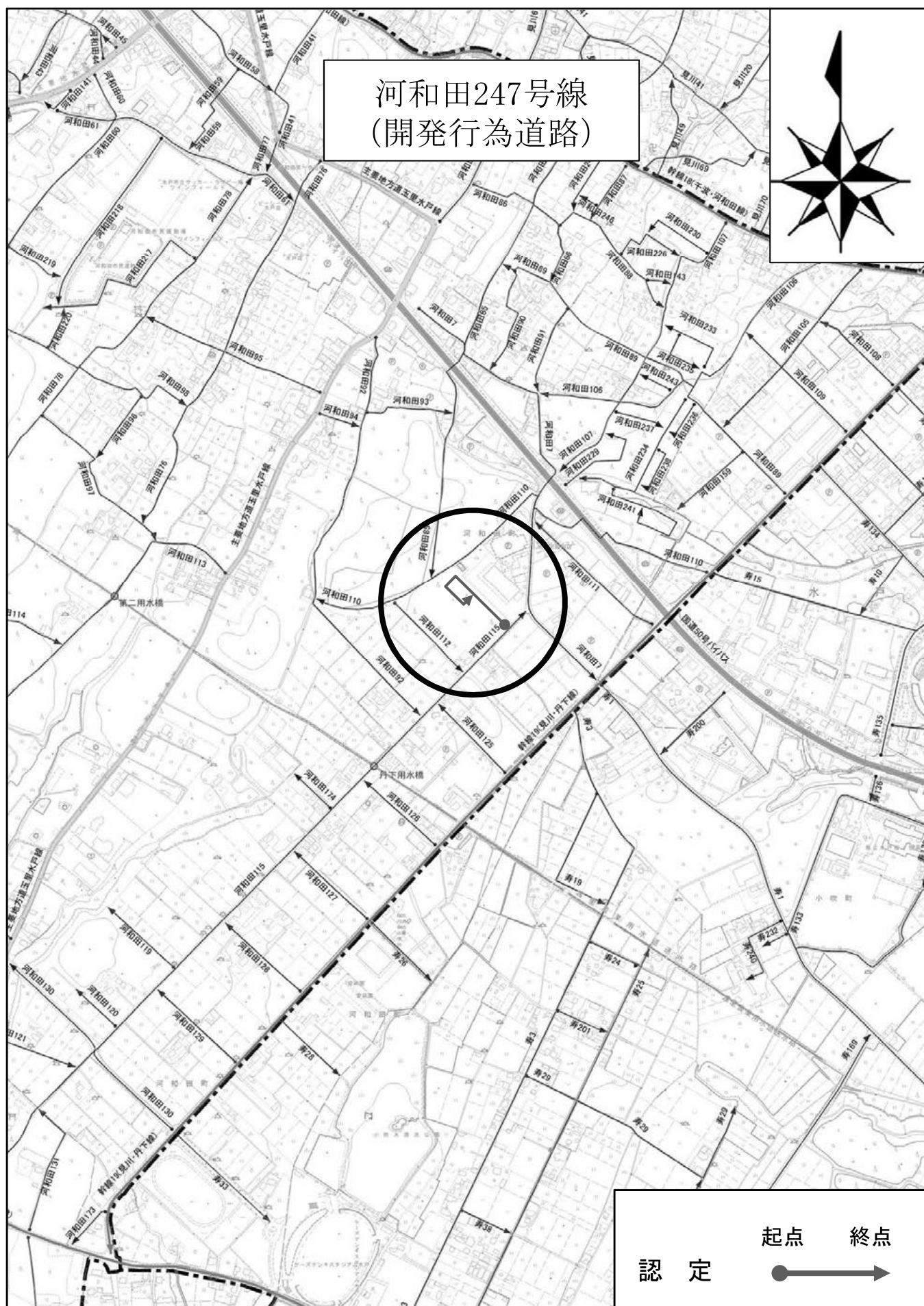
路線名	起 点	終 点	重要な経過地	延長 (m)		幅員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
幹線市道 7 号 線 (坏・大野線)	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市東大野145番 4 地先	終点 水戸市中大野676番 1 地先		1,564.00		9.40 ～11.60	
上大野 4 号 線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野288番 1 地先	終点 幹線市道 7 号交点 水戸市坏大野220番 2 地先		393.86		3.90 ～4.20	
上大野 41 号 線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野389番地先	終点 幹線市道 7 号交点 水戸市東大野210番 1 地先		226.13		2.73 ～3.00	
上大野 58 号 線	起点 市道上大野59号交点 水戸市中大野230番地先	終点 市道上大野126号交点 水戸市中大野363番地先		761.07		2.40 ～4.80	
上大野 59 号 線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市中大野242番地先	終点 市道上大野60号交点 水戸市中大野230番地先		67.65		2.20 ～2.30	
上大野 60 号 線	起点 幹線市道 7 号交点 水戸市坏大野11番 1 地先	終点 市道上大野94号交点 水戸市中大野229番地先		803.51		2.50 ～5.00	
上大野 61 号 線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野108番 3 地先	終点 那珂川 水戸市坏大野1433番 3 地先		51.78		2.60 ～4.00	
上大野 62 号 線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野106番地先	終点 水戸市中大野667番 1 地先		1,025.71		2.20 ～5.60	
上大野 63 号 線	起点 市道上大野62号交点 水戸市坏大野104番 2 地先	終点 水戸市坏大野98番地先		136.41		2.80 ～3.00	
上大野 64 号 線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野111番地先	終点 幹線市道 7 号交点 水戸市坏大野51番 2 地先		575.59		2.60 ～10.20	
上大野 65 号 線	起点 県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野1379番地先	終点 那珂川 水戸市坏大野1382番 1 地先		31.40		1.94	

路線名	起 点	終 点	重要 な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋 り ょ う		
上大野 66号線	起点	県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野280番地先		122.30		2.40	
	終点	市道上大野67号交点 水戸市坏大野133番地先					
上大野 67号線	起点	県道小泉水戸線交点 水戸市坏大野285番地先		367.02		2.40 ～8.50	
	終点	市道上大野60号交点 水戸市中大野482番地先					
上大野 93号線	起点	県道小泉水戸線交点 水戸市中大野216番1地先		341.79		4.80 ～6.60	
	終点	市道上大野62号交点 水戸市中大野276番地先					
上大野 94号線	起点	市道上大野62号交点 水戸市中大野263番地先		222.79		2.50 ～2.70	
	終点	市道上大野58号交点 水戸市中大野230番地先					
上大野 122号線	起点	県道小泉水戸線交点 水戸市中大野160番地先		480.79		2.70 ～4.00	
	終点	市道上大野166号交点 水戸市中大野2042番地先					
上大野 123号線	起点	県道小泉水戸線交点 水戸市中大野138番1地先		196.13		4.00	
	終点	市道中大野58号交点 水戸市中大野153番地先					
常 澄 8-0213号線	起点	水戸市下大野町1365番地先		52.00		3.80 ～5.20	
	終点	水戸市下大野町1364番地先					
常 澄 8-0214号線	起点	水戸市下大野町1607番地先		252.00		2.00 ～4.90	
	終点	水戸市下大野町1416番1地先					
常 澄 8-0215号線	起点	水戸市下大野町1391番地先		198.00		2.30 ～3.50	
	終点	水戸市下大野町1409番2地先					
常 澄 8-0216号線	起点	水戸市下大野町1394番地先		261.00		2.00 ～3.30	
	終点	水戸市下大野町1410番1地先					
常 澄 8-0217号線	起点	水戸市下大野町1410番3地先		25.00		1.80	
	終点	水戸市下大野町1413番1地先					

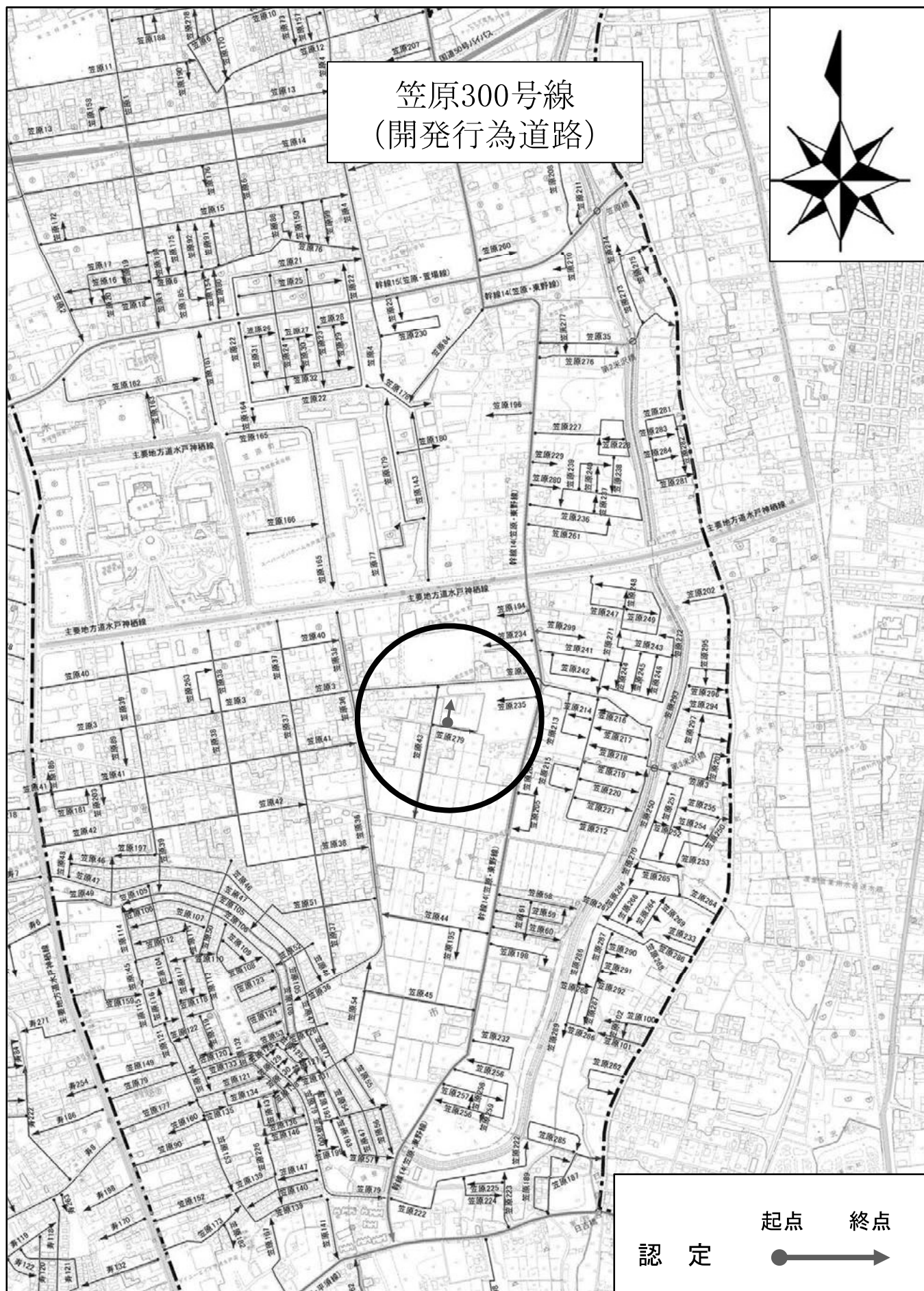
路線名	起 点	終 点	重要な経 過地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋りょう		
常 澄 8-0218号線	起点 水戸市下大野町1413番1地先	終点 水戸市下大野町1413番2地先		46.00		1.80	
常 澄 8-0219号線	起点 水戸市下大野町1437番地先	終点 水戸市下大野町1484番5地先		217.00		3.00 ～7.80	
常 澄 8-0220号線	起点 水戸市下大野町1483番地先	終点 水戸市下大野町1416番1地先		285.00		1.90 ～3.10	
常 澄 8-0221号線	起点 水戸市下大野町1597番地先	終点 水戸市下大野町1467番地先		201.00		2.00 ～4.00	
常 澄 8-0222号線	起点 水戸市下大野町1429番地先	終点 水戸市下大野町1423番地先		52.00		2.30 ～2.90	
常 澄 8-0223号線	起点 水戸市下大野町1417番1地先	終点 水戸市下大野町1469番15地先		40.00		1.80	
常 澄 8-0224号線	起点 水戸市下大野町1467番地先	終点 水戸市下大野町1475番地先		123.00		2.00 ～2.20	
常 澄 8-0225号線	起点 水戸市下大野町1437番地先	終点 水戸市下大野町1463番地先		241.00		2.50 ～4.90	
常 澄 8-0226号線	起点 水戸市下大野町1484番2地先	終点 水戸市下大野町1508番3地先		127.00		1.80	
常 澄 8-0227号線	起点 水戸市下大野町1486番地先	終点 水戸市下大野町1498番2地先		122.00		2.40 ～4.00	
常 澄 8-0230号線	起点 水戸市下大野町1538番1地先	終点 水戸市下大野町1509番1地先		251.00		2.10 ～4.20	

路 線 名	起 点	終 点	重 要 な 経 過 地	延 長 (m)		幅 員 (m)	参 考
				道 路	橋 り ょ う		
常 澄 8-0231号線	起点 水戸市下大野町1568番地先	終点 水戸市下大野町1498番1地先		271.00		2.00 ~2.20	
常 澄 8-0232号線	起点 水戸市下大野町1498番1地先	終点 水戸市下大野町1497番1地先		37.00		1.80	
内 原 8-3151号線	起点 主要地方道石岡城里線交点 水戸市内原町1472番30地先	終点 水戸市内原町1472番38地先		44.43		6.34 ~6.37	

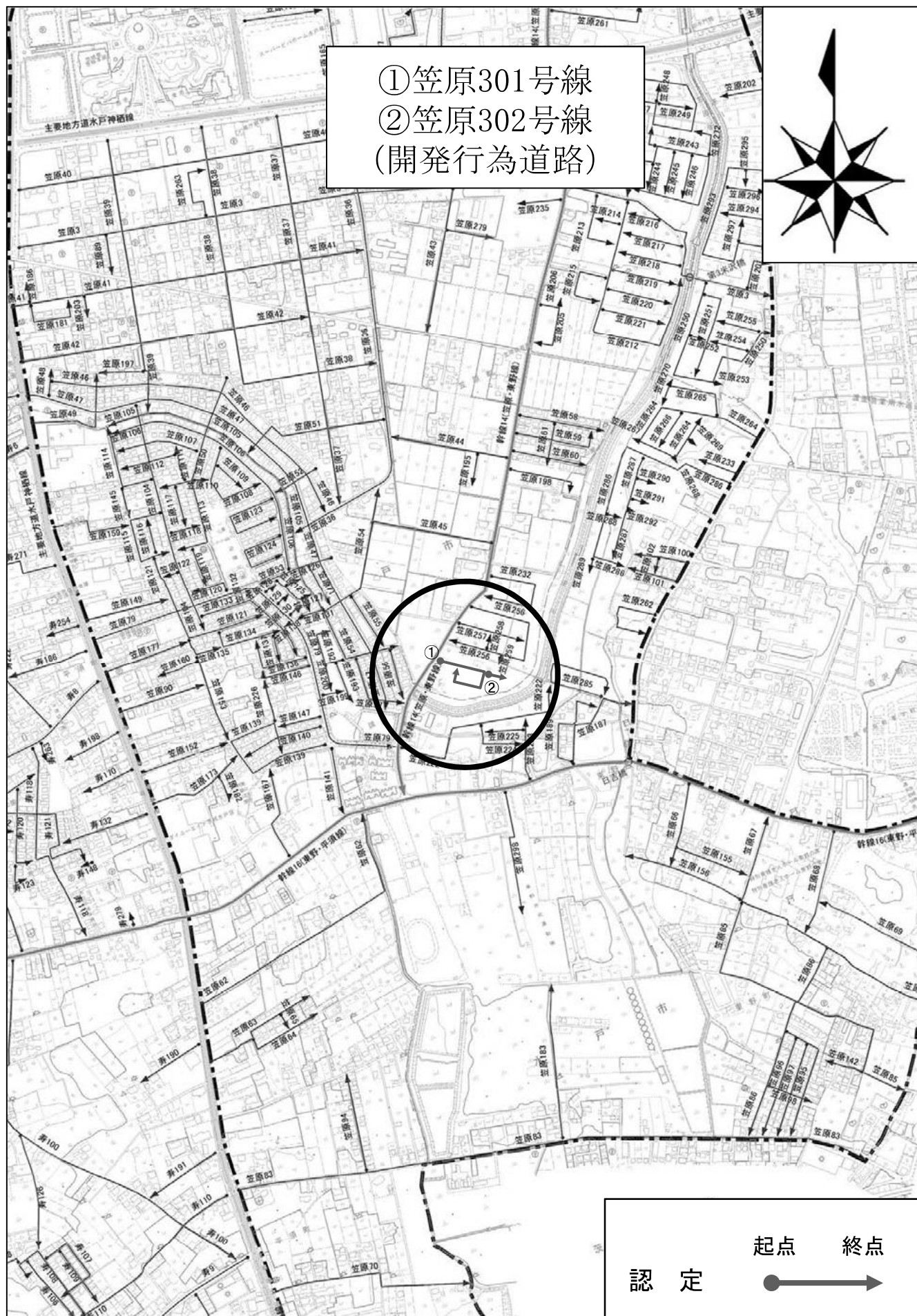
市道路線の認定の位置図



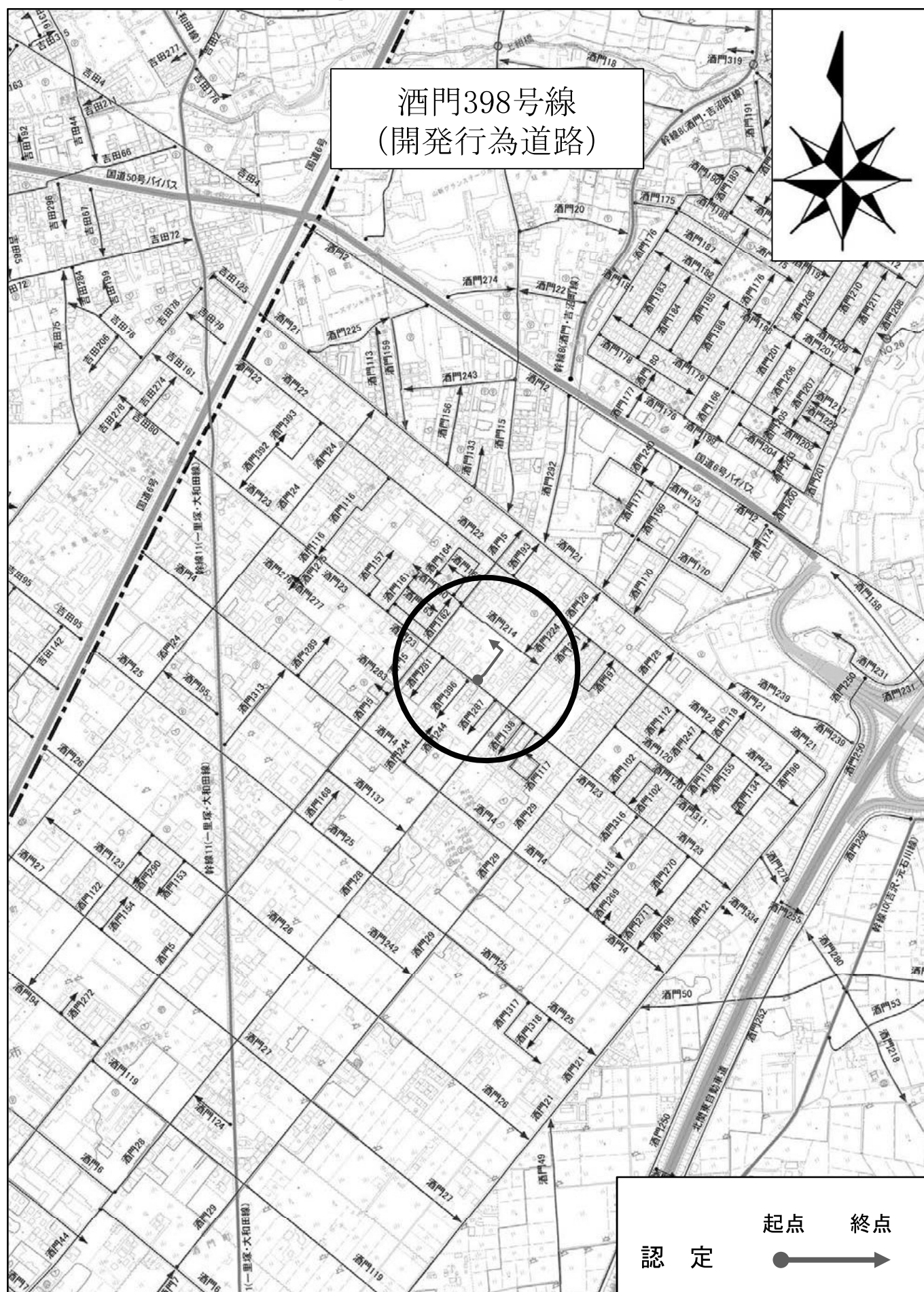
市道路線の認定の位置図



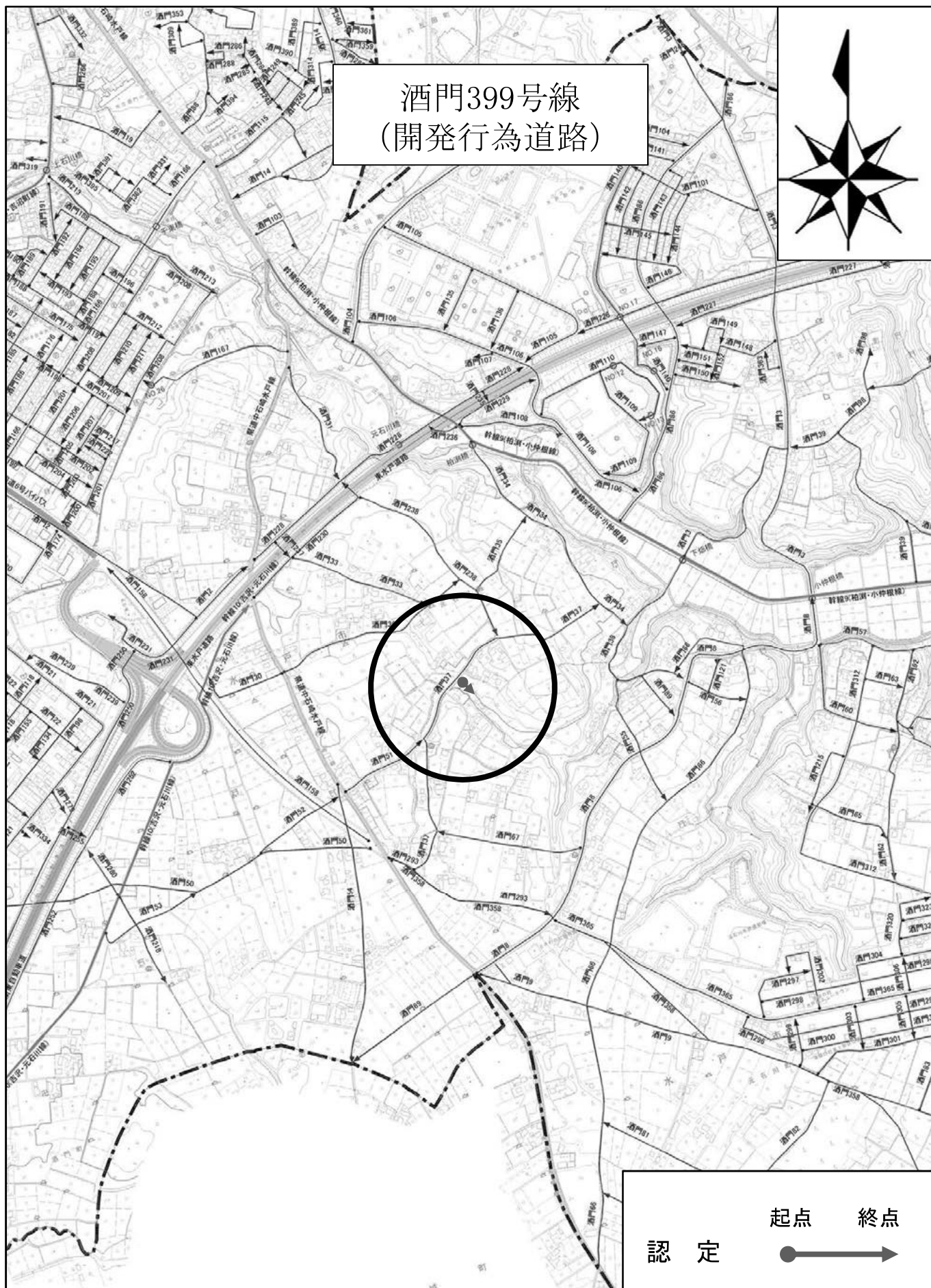
市道路線の認定の位置図



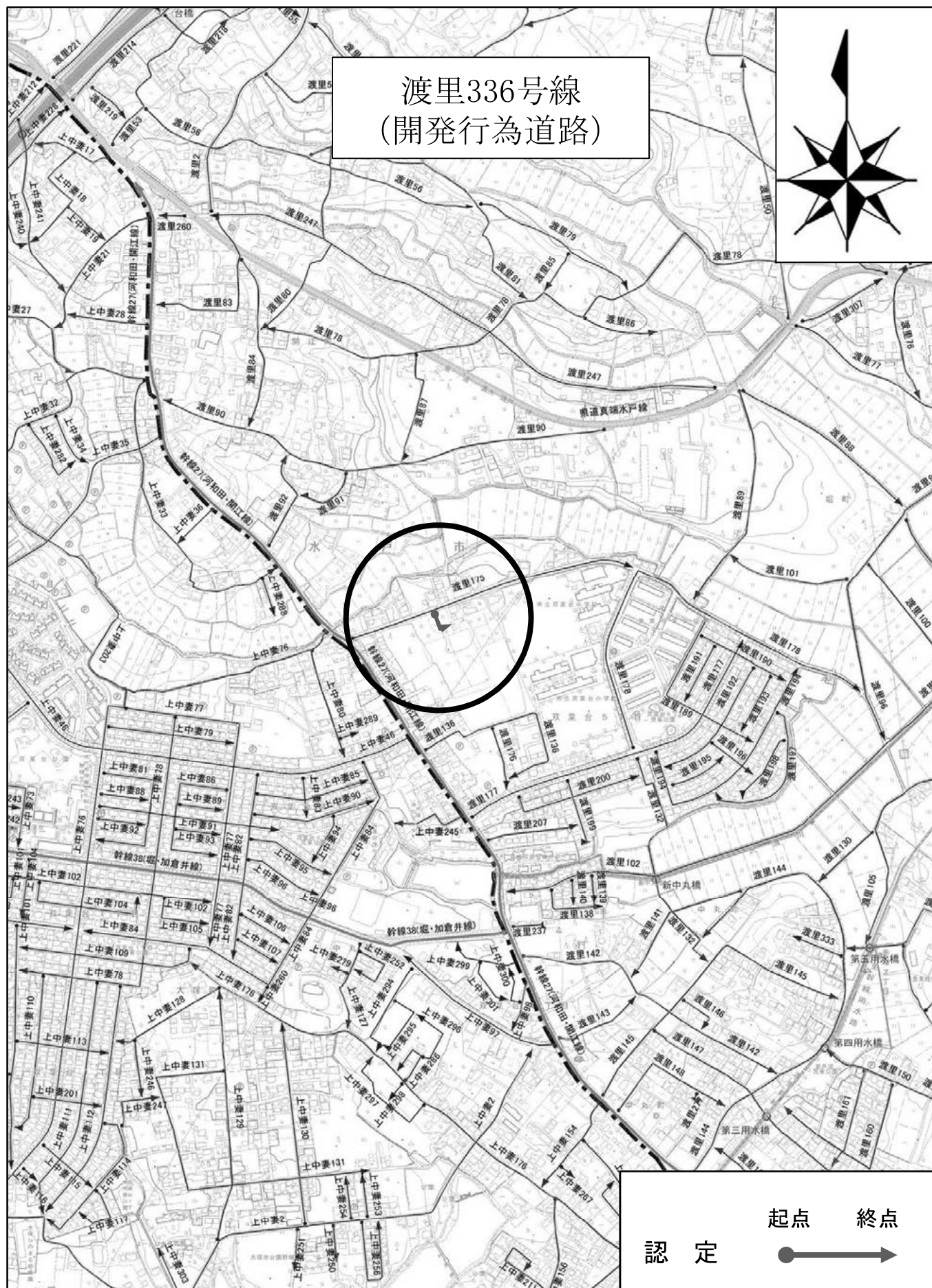
市道路線の認定の位置図



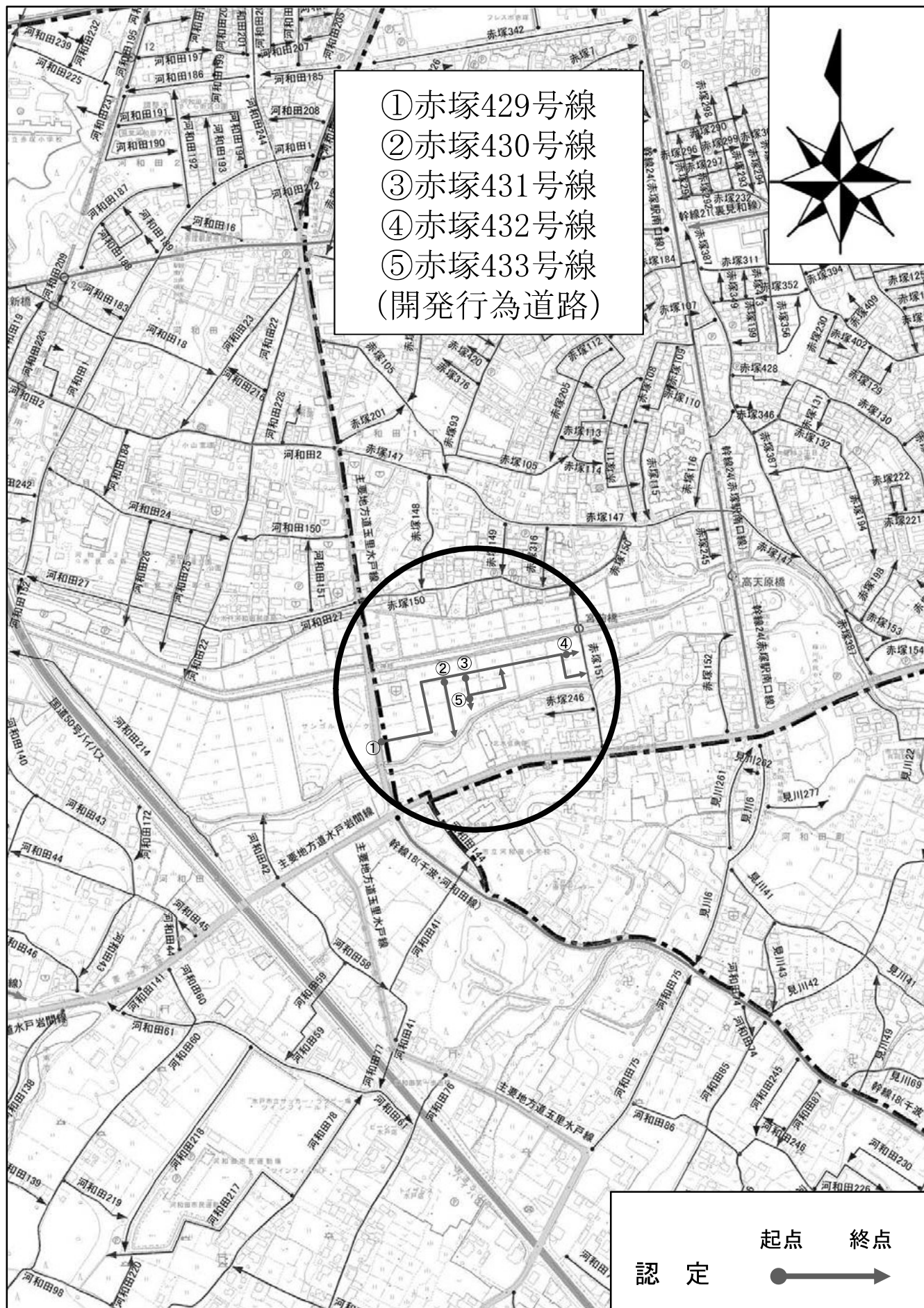
市道路線の認定の位置図



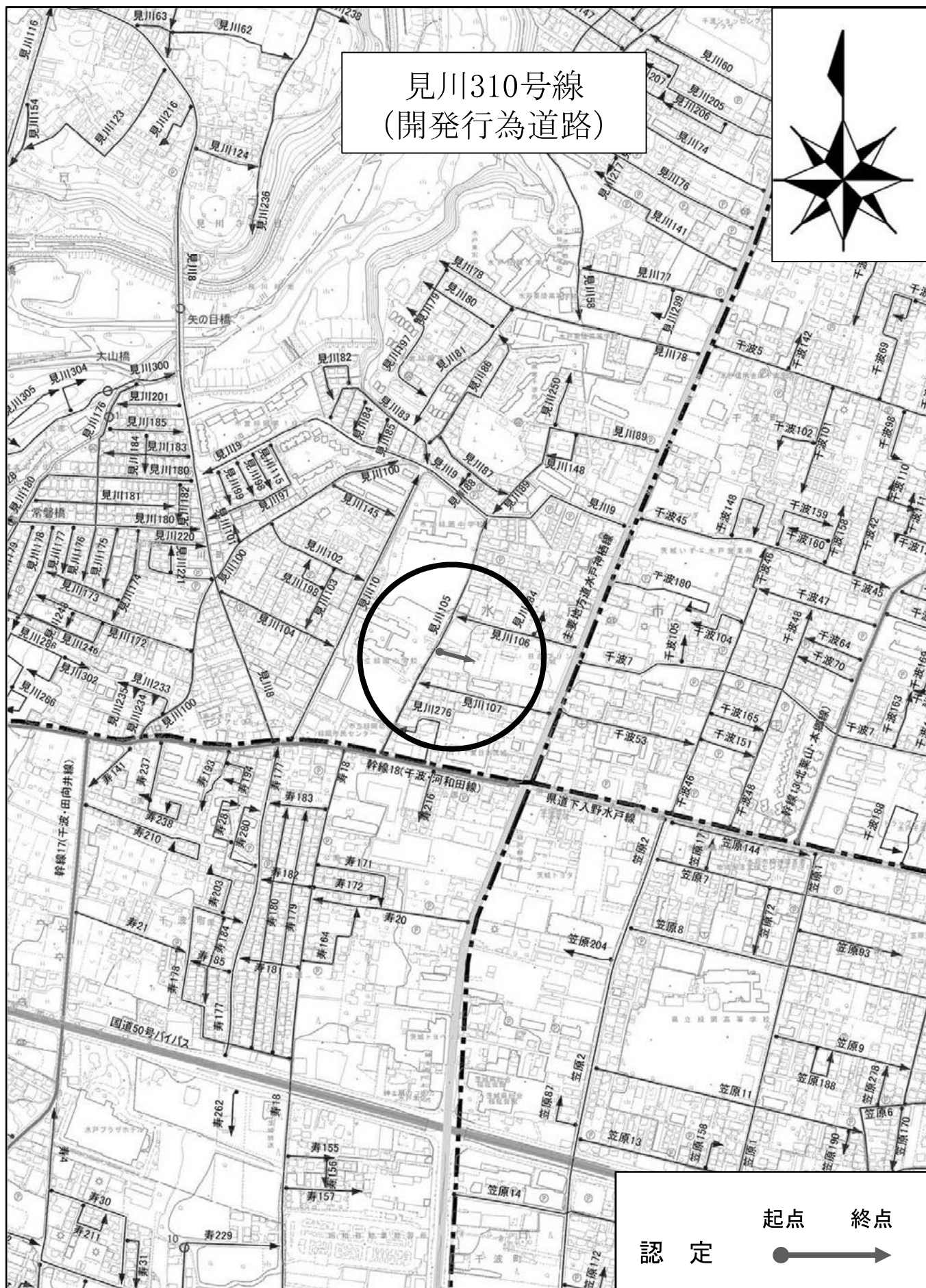
市道路線の認定の位置図



市道路線の認定の位置図

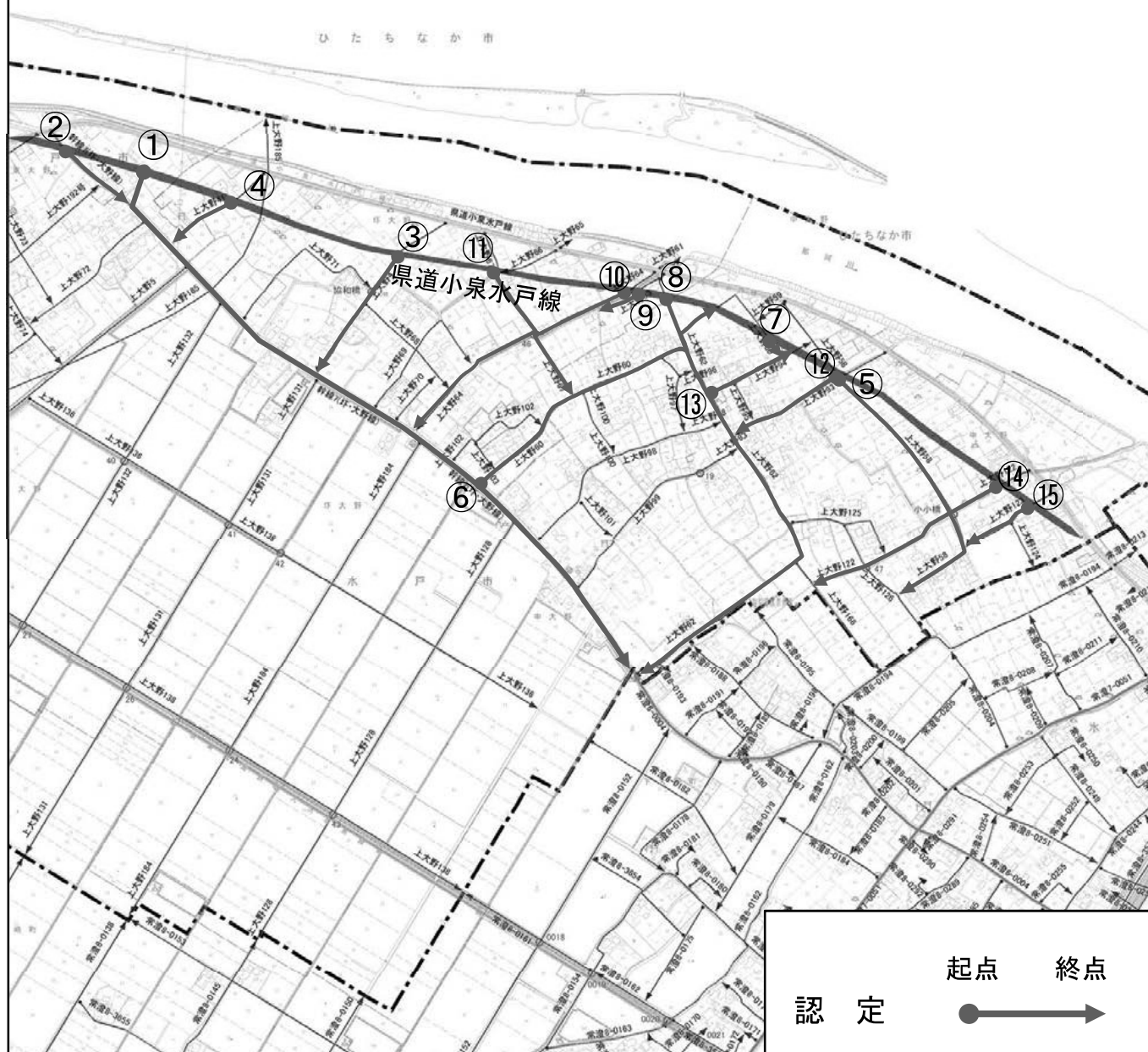
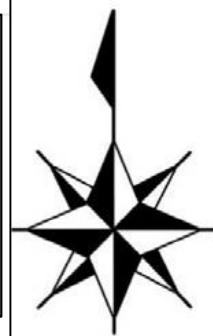


市道路線の認定の位置図

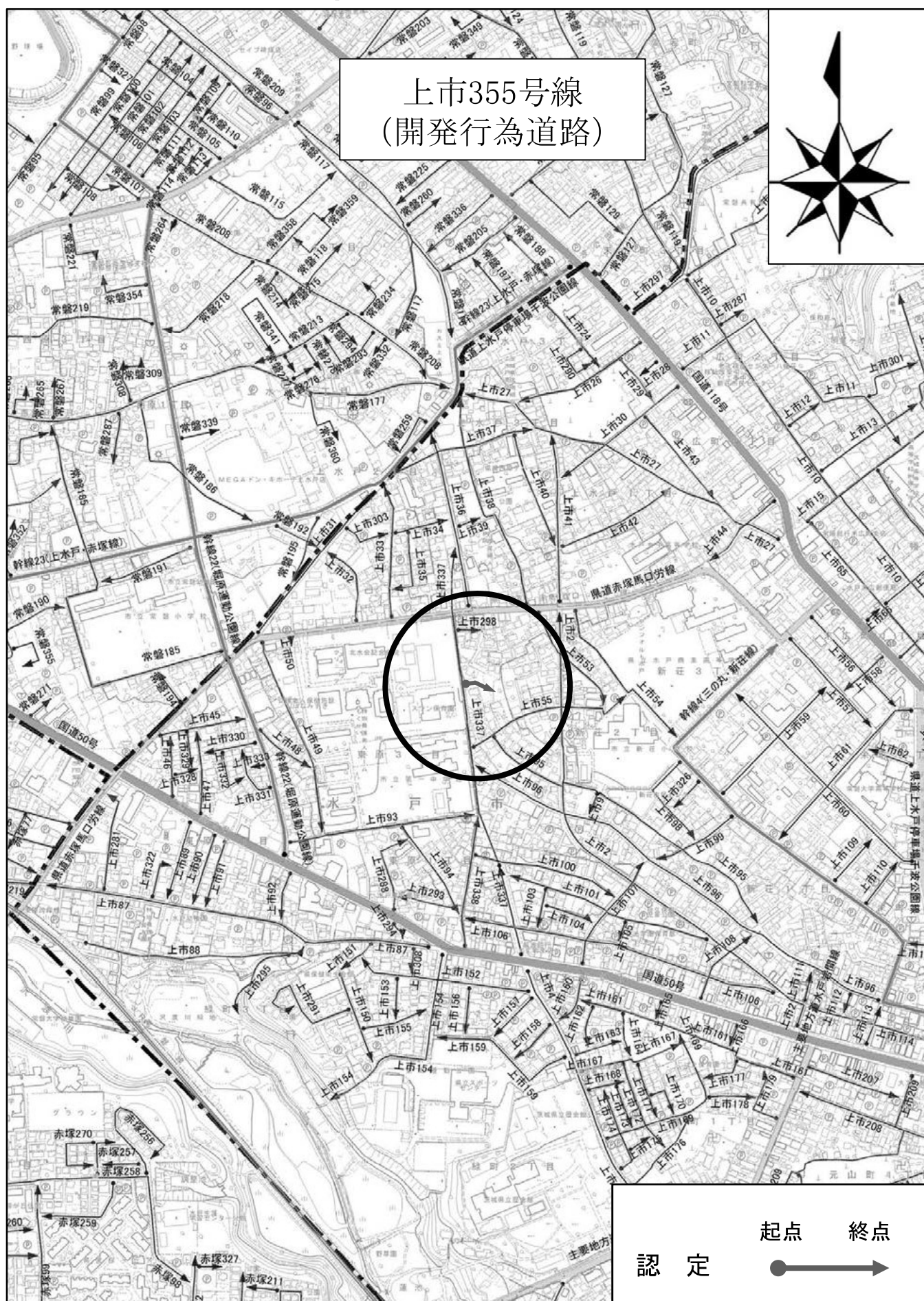


市道路線の認定の位置図

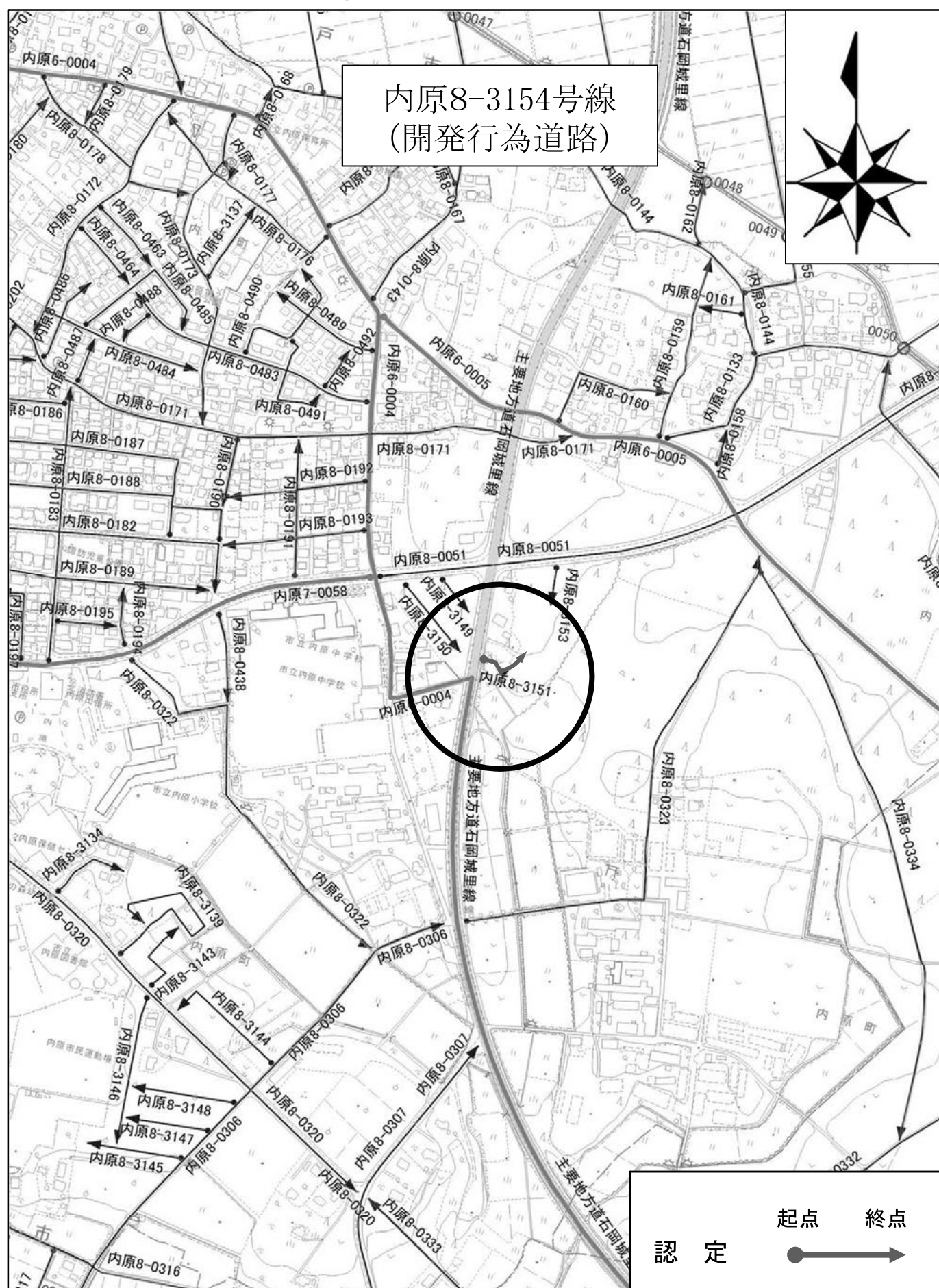
- ①幹線市道7号線②上大野195号線③上大野196号線
④上大野197号線⑤上大野198号線⑥上大野199号線
⑦上大野200号線⑧上大野201号線⑨上大野202号線
⑩上大野203号線⑪上大野204号線⑫上大野205号線
⑬上大野206号線⑭上大野207号線⑮上大野208号線
(再認定道路)



市道路線の認定の位置図

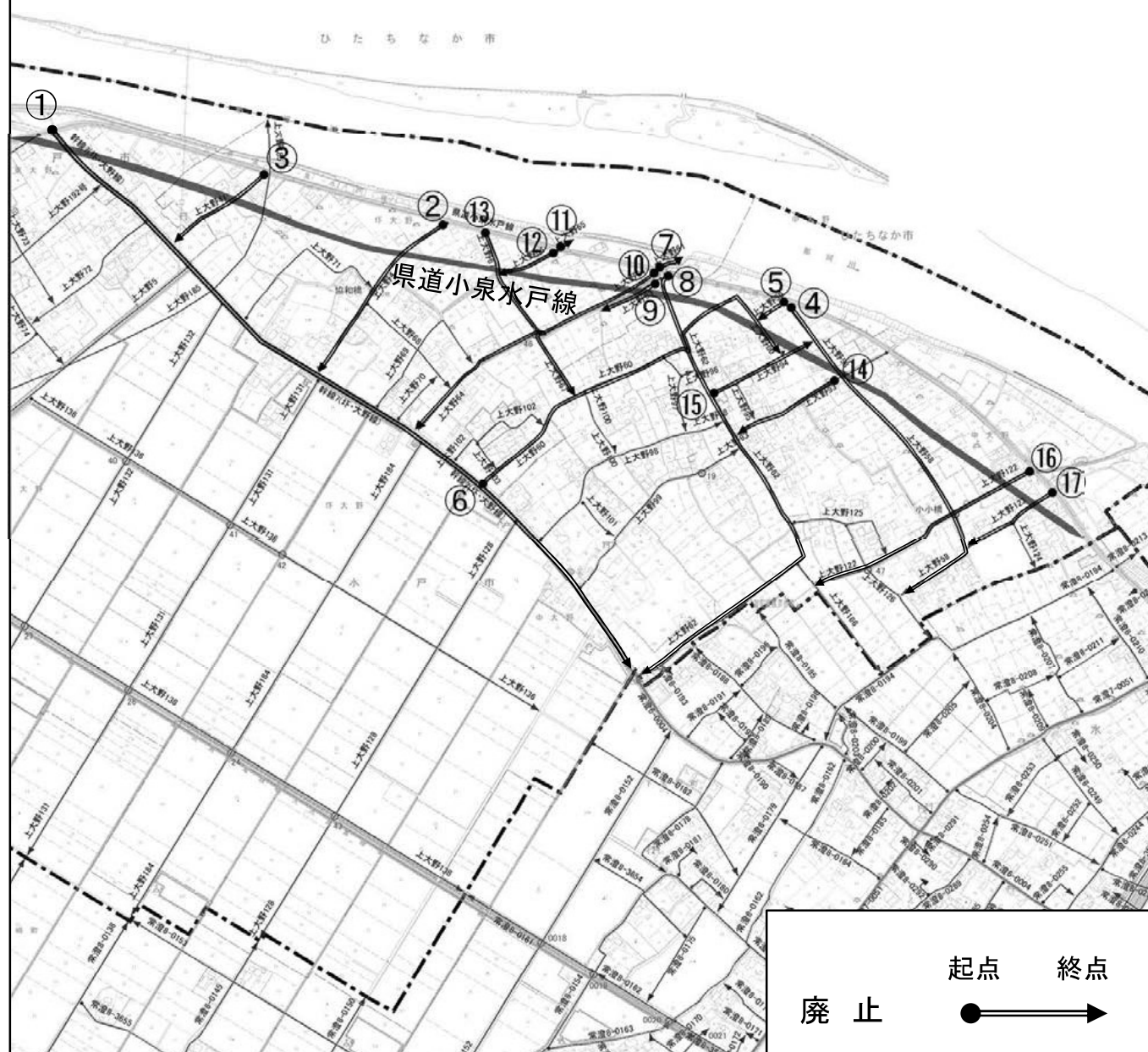
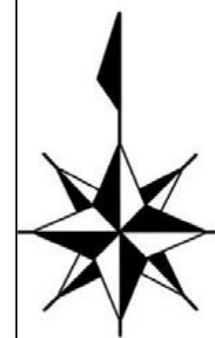


市道路線の認定の位置図



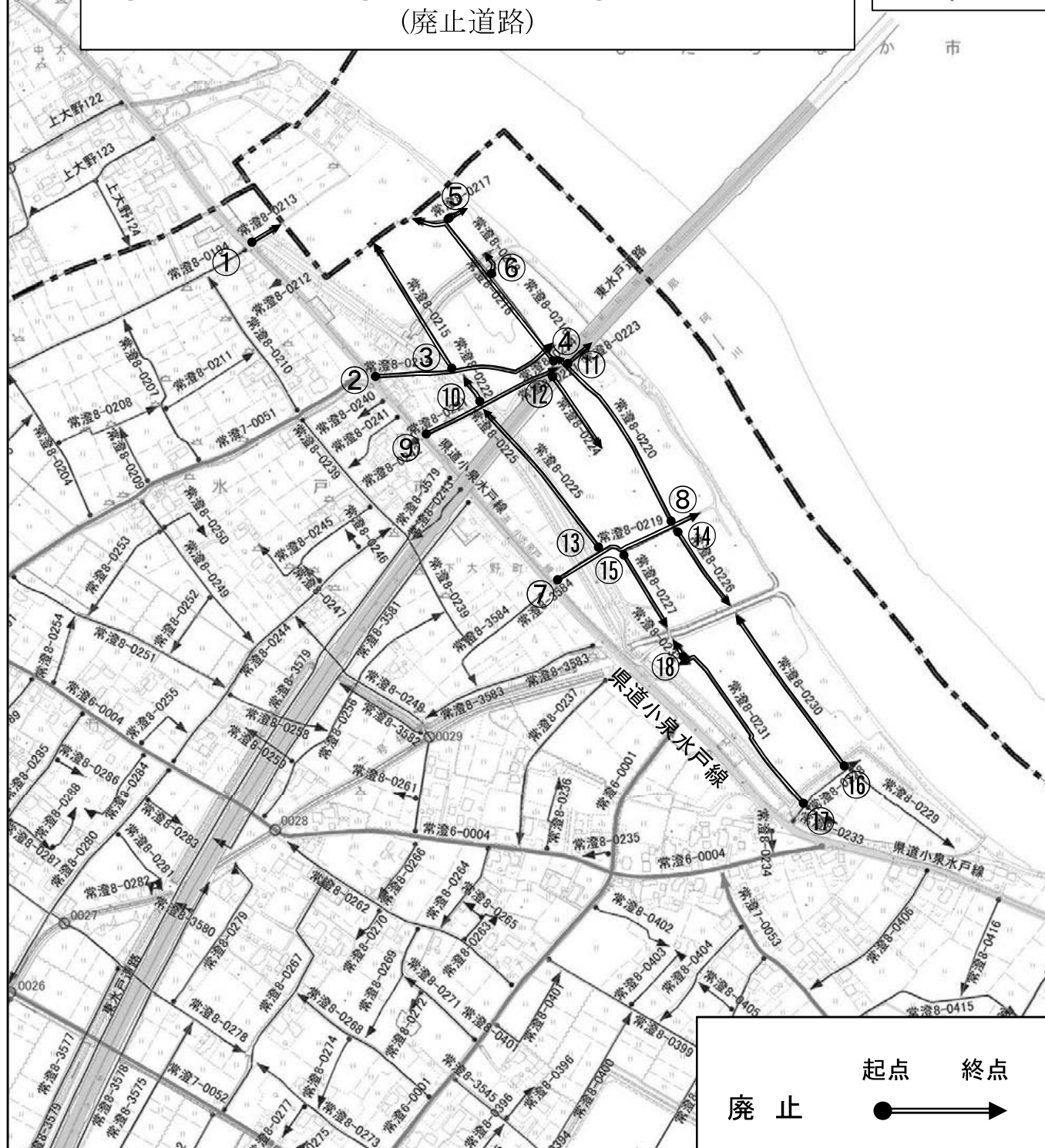
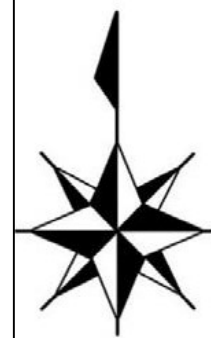
市道路線の廃止の位置図

- ①幹線市道7号線②上大野4号線③上大野41号線
④上大野58号線⑤上大野59号線⑥上大野60号線
⑦上大野61号線⑧上大野62号線⑨上大野63号線
⑩上大野64号線⑪上大野65号線⑫上大野66号線
⑬上大野67号線⑭上大野93号線⑮上大野94号線
⑯上大野122号線⑰上大野123号線
(廃止道路)

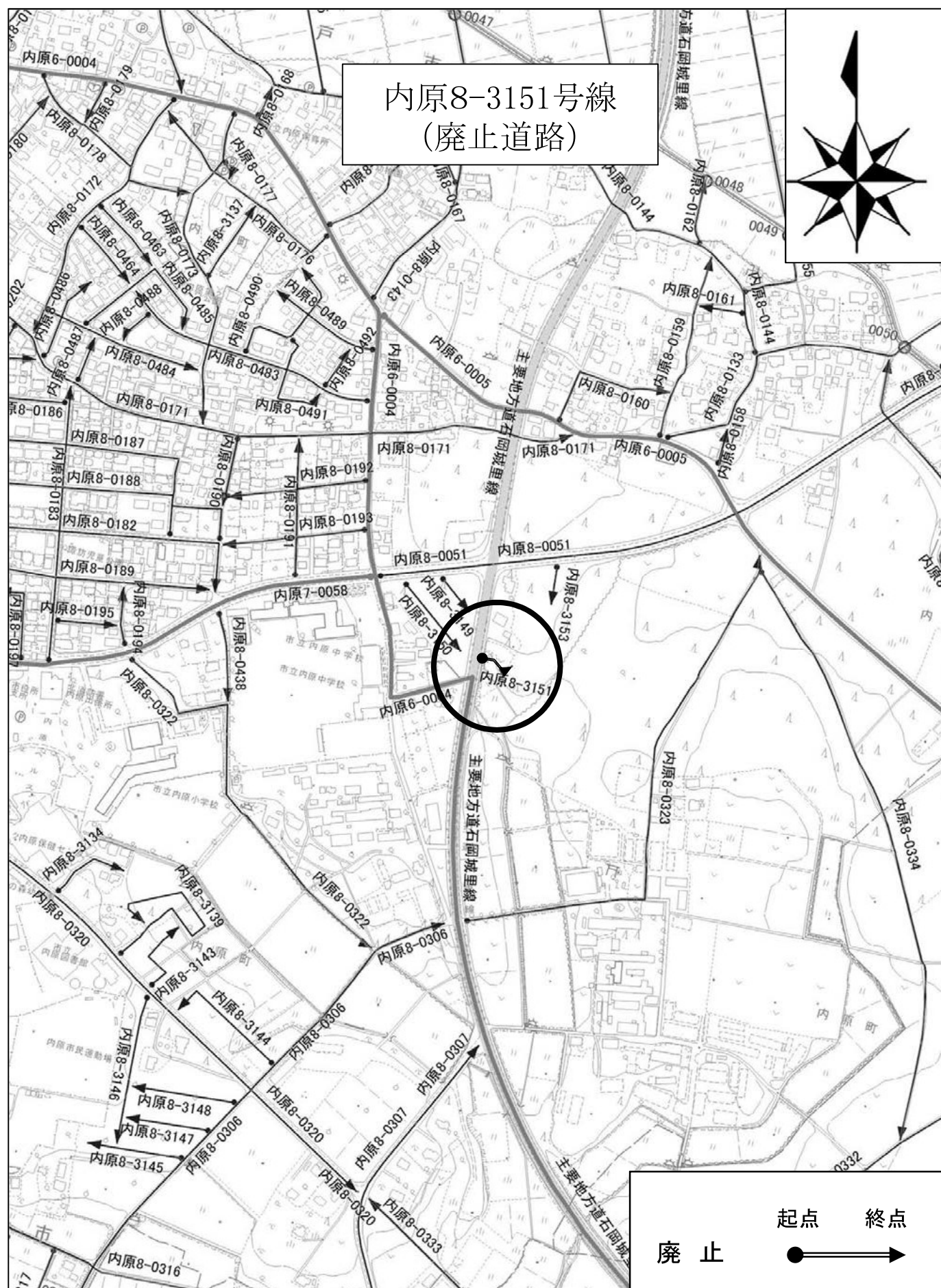


市道路線の廃止の位置図

- ①常澄8-0213号線②常澄8-0214号線③常澄8-0215号線
④常澄8-0216号線⑤常澄8-0217号線⑥常澄8-0218号線
⑦常澄8-0219号線⑧常澄8-0220号線⑨常澄8-0221号線
⑩常澄8-0222号線⑪常澄8-0223号線⑫常澄8-0224号線
⑬常澄8-0225号線⑭常澄8-0226号線⑮常澄8-0227号線
⑯常澄8-0230号線⑰常澄8-0231号線⑱常澄8-0232号線
(廃止道路)



市道路線の廃止の位置図



はしご付消防自動車製造請負契約の締結について

はしご付消防自動車製造請負契約を次のように締結するものとする。

記

- 1 製 造 名 はしご付消防自動車製造
- 2 契 約 金 額 224,400,000円
- 3 契約の相手方 兵庫県三田市テクノパーク1番地の5
株式会社モリタ
代表取締役 加 藤 雅 義

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

(参考)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例抜粋

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格15,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

令和 6 年度水戸市一般会計補正予算（第 2 号）

令和 6 年度水戸市の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ210,450千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,533,450千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 6 月 3 日提出

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
19 寄附金		千円 736,000	千円 10,000	千円 746,000
	1 寄附金	736,000	10,000	746,000
21 繰越金		300,000	13,700	313,700
	1 繰越金	300,000	13,700	313,700
22 諸収入		3,090,237	186,750	3,276,987
	5 雑入	2,772,698	186,750	2,959,448
歳 入 合 計		122,323,000	210,450	122,533,450

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
1 議会費		千円 561,720	千円 5,698	千円 567,418
	1 議会費	561,720	5,698	567,418
2 総務費		9,849,881	10,002	9,859,883
	1 総務管理費	7,854,810	10,002	7,864,812
3 民生費		53,571,482	2,000	53,573,482
	1 社会福祉費	24,885,365	2,000	24,887,365
4 衛生費		9,746,826	186,750	9,933,576
	1 保健所費	2,929,150	186,750	3,115,900
8 土木費		17,530,145	2,000	17,532,145
	4 都市計画費	10,808,099	2,000	10,810,099
10 教育費		13,068,429	4,000	13,072,429
	1 教育総務費	1,535,677	4,000	1,539,677
歳 出 合 計		122,323,000	210,450	122,533,450

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例（平成23年水戸市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和5年度分」を「令和6年度分」に改める。

第2条第1項中「令和5年4月1日」を「令和6年4月1日」に、「令和5年度分」を「令和6年度分」に改め、同条第2項中「令和4年4月1日から令和5年4月1日」を「令和5年4月2日から令和6年3月31日」に、「令和5年度分」を「令和6年度分」に改め、同条第3項中「もの（）」の次に「平成26年12月31日までに当該各号に定める区域又は地点の設定が解除された区域又は地点に住所を有していた者及び」を加え、「令和4年の」を「令和5年の」に、「令和4年世帯基準所得額合算額」を「令和5年世帯基準所得額合算額」に、「令和5年度分」を「令和6年度分」に改める。

第4条第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

別表第1中「令和4年世帯基準所得額合算額」を「令和5年世帯基準所得額合算額」に、「令和5年度」を「令和6年度」に改める。

別表第2中「平成26年12月31日」を「平成27年1月1日から同年12月31日」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年度分の国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。この場合において、改正前の第2条の規定に該当する者の令和6年4月1日以後の日を納期限とする国民健康保険税の減免の申請については、改正前の第4条第2項中「令和6年3月31日」とあるのは、「令和7年3月31日」とする。

3 令和6年度において改正後の第2条の規定に該当する者で改正前の第2条の規定により令和5年度分の国民健康保険税の減免を受けたもの（東日本大震災による被災者に対する国民健康保険税の減免に関する条例第4条第1項ただし書の規定の適用を受けた者を除く。）については、同項本文の規定による令和6年度分の国民健康保険税の減免の申請があったものとみなす。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和6年3月29日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき，東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例について，別紙のように処分したから，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例の一部を改正する条例

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免の申請の特例に関する条例（平成23年水戸市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第1条中「令和5年度分」を「令和6年度分」に改める。

第2条第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第3項中「令和5年度に」を「令和6年度に」に、「令和4年度分」を「令和5年度分」に、「令和5年度分」を「令和6年度分」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 令和5年度分の介護保険料の減免の申請については、なお従前の例による。この場合において、令和6年4月1日以後の日を納期限とする令和5年度分の介護保険料の減免の申請については、改正前の第2条第2項中「令和6年3月31日」とあるのは、「令和7年3月31日」とする。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和6年3月29日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき，水戸市市税条例の一部を改正する条例について，別紙のように処分したから，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和３年水戸市条例第６号）の一部を次のように改正する。

第60条第２項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第96条第２項ただし書中「既に」を「当該者が所有する固定資産が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると市長が認めるとき又は当該者が既に」に改める。

第158条第２項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有し、又は取得する土地が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

付則第８条の次に次の１条を加える。

（令和６年能登半島地震災害に係る雑損控除額等の特例）

第８条の２ 所得割の納税義務者の選択により、法附則第４条の４第４項に規定する特例損失金額（以下この項において「特例損失金額」という。）がある場合には、特例損失金額（同条第４項に規定する災害関連支出がある場合には、第３項に規定する申告書の提出の日の前日までに支出したものに限る。以下この項及び次項において「損失対象金額」という。）について、令和５年において生じた法第314条の２第１項第１号に規定する損失の金額として、この条例の規定を適用することができる。この場合において、第25条の規定により控除された金額に係る当該損失対象金額は、その者の令和７年度以後の年度分で当該損失対象金額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該損失対象金額が生じた年において生じなかったものとみなす。

２ 前項前段の規定の適用がある場合において、第25条の規定により控除された金額に係る損失対象金額のうちに同項の規定の適用を受けた者と生計を一にする施行令第48条の６第１項に規定する親族の有する法附則第４条の４第４項に規定する資産について受けた損失の金額（以下この項において「親族資産損失額」という。）があるときは、当該親族資産損失額は、当該親族の令和７年度以後の年度分で当該親族資産損失額が生じた年の末日の属する年度の翌年度分の個人の市民税に係るこの条例の規定の適用については、当該親族資産損失額が生じた年において生じなかったものとみなす。

３ 第１項の規定は、令和６年度分の第34条第１項又は第３項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第35条第１項の確定申告書を含む。）に第１項の規定の適用を受けようとする旨の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）に限り、適用する。

付則第12条の次に次の３条を加える。

（令和６年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第12条の２ 令和６年度分の個人の市民税に限り、法附則第５条の８第４項及び第５項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和６年度分特別税額控除額を、特別税額控除対象納税義務者の第26

条、第28条から第31条まで、付則第8条第2項、付則第10条第1項、付則第11条第1項、前条及び付則第15条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

- 2 前項の規定の適用がある場合における第29条第2項、第56条第1項及び前条の規定の適用については、第29条第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の8第6項」と、第56条第1項中「課した」とあるのは「付則第12条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「付則第12条の2第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第12条の3 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第42条の規定にかかわらず、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）が、その者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第41条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。
- (2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額が、その者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においてはしないものとし、第41条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第41条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。
- (3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額が、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においてはしないものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金

額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

- (4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額が、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においてはしないものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

- 2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第52条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）

第12条の4 令和6年度分の個人の市民税に限り、第53条第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき法第317条の2第1項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び第53条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（付則第12条の2第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第53条第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税の額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。）をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。）からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額（以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。）が、その者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。）を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を2で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。）をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項において「普通徴収対象税額」という。）及び第54条に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額（以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。）は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において

「分割金額」という。)に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。)に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が、その者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額はないものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が、その者の第1期分金額、その者の第2期分金額、その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。
- 2 前項の規定の適用がある場合における第55条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第12条の4第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額(第1項の規定の

適用があるものを除く。)については、次の各号に定めるところによる。

- (1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が、その者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第56条第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が、その者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。
 - (3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額が、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第56条第2項の規定により読み替えられた第53条第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。
- 4 前項の規定の適用がある場合における第55条の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「付則第12条の4第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。
- 5 令和6年度分の個人の市民税につき第57条第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

付則第13条第2項中「前条」を「付則第12条」に改め、同条第3項中「第31条第1項」の次に「及び付則第12条の2第1項」を加え、「同項」を「第31条第1項」に、「あるのは、」を「あるのは」に、「とする」を「と、付則第12条の2第1項中「前条」とあるのは「前条、付則第13条第2項」とする」に改める。

付則第19条の2の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第19条の3の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地であって、令和5年度分」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地であって、令和8年度分」に改める。

付則第19条の4の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第19条の5の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

付則第30条第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第30条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第31条第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第31条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第32条第3項に次の1号を加える。

- (5) 付則第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第32条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第35条第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第35条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第36条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第36条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第38条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第38条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第39条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第39条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第39条第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第39条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第40条第2項に次の1号を加える。

- (5) 付則第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第40条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第40条第5項に次の1号を加える。

- (5) 付則第12条の2の規定の適用については、同条第1項中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに付則第40条第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

付則第44条の2の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあっては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付則第44条の3の見出し中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の都市計画税にあっては、前年度分の都市計画税の課税標準額）」を削る。

付則第45条の3中「令和3年法律第7号）附則第14条第1項」を「令和6年法律第4号）附則第21条第1項」に、「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和6年3月30日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき，水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について，別紙のように処分したから，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

水戸市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水戸市国民健康保険税条例（昭和32年水戸市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項ただし書中「220,000円」を「240,000円」に改める。

第19条第1項中「220,000円」を「240,000円」に改め、同項第2号中「290,000円」を「295,000円」に改め、同項第3号中「535,000円」を「545,000円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の水戸市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により処分するものである。

令和6年3月30日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき，令和6年度水戸市一般会計補正予算（第1号）を別紙のように処分したから，同条第3項の規定により報告し，承認を求めるものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

令和 6 年度水戸市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 6 年度水戸市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,498,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ122,323,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表歳入歳出予算補正」による。

上記については、市議会の議決に代え、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第 1 項の規定により処分するものである。

令和 6 年 5 月16日処分

水戸市長 高 橋 靖

別表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16 国庫支出金		千円 24,662,550	千円 2,497,178	千円 27,159,728
	2 国庫補助金	4,337,754	2,497,178	6,834,932
22 諸収入		3,089,415	822	3,090,237
	5 雑入	2,771,876	822	2,772,698
歳 入 合 計		119,825,000	2,498,000	122,323,000

歳 出

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3 民生費		千円 51,073,482	千円 2,498,000	千円 53,571,482
	1 社会福祉費	22,387,365	2,498,000	24,885,365
歳 出 合 計		119,825,000	2,498,000	122,323,000

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

水戸市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

水戸市水道事業における布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成25年水戸市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第6号を次のように改める。

(6) 水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）第14条第3号の登録講習の課程を修了した者

付 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年3月29日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市市税条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

水戸市市税条例の一部を改正する条例

水戸市市税条例（令和３年水戸市条例第６号）の一部を次のように改正する。

付則第９条中「附則第４条の４第３項」を「附則第４条の５第３項」に改める。

付則第18条第14項中「附則第15条第25項第２号イ」を「附則第15条第25項第３号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第25項第２号ロ」を「附則第15条第25項第３号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第25項第２号ハ」を「附則第15条第25項第３号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第25項第３号イ」を「附則第15条第25項第４号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第25項第３号ロ」を「附則第15条第25項第４号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第25項第３号ハ」を「附則第15条第25項第４号ハ」に改め、同条第22項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第23項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第24項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改め、同条第25項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

付則第19条第８項中「附則第７条第８項各号」を「附則第７条第９項各号」に改め、同条第９項中「附則第７条第９項各号」を「附則第７条第10項各号」に改め、同条第10項中「附則第７条第10項各号」を「附則第７条第11項各号」に改め、同条第11項中「附則第７条第11項各号」を「附則第７条第12項各号」に改め、同条第12項中「附則第７条第16項各号」を「附則第７条第17項各号」に改め、同条第13項中「附則第７条第17項」を「附則第７条第18項」に改める。

付則第46条中「第35項まで、第38項、第39項、第43項若しくは第46項」を「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」に改める。

付 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第１項の規定により処分するものである。

令和６年３月30日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸黄門ふるさと基金条例の一部を改正する条例について、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

別 紙

水戸黄門ふるさと基金条例の一部を改正する条例

水戸黄門ふるさと基金条例（平成20年水戸市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第13条の2」を「第13条の3」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

上記については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年5月1日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市河和田町5052番1地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市河和田町5052番1地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和6年2月1日 午後8時頃
事 故 発 生 場 所	水戸市河和田町5052番1地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市が管理する道路の舗装が欠損していたため、相手方の車両が当該欠損部分を走行した際、当該車両の制御に支障を来し、当該道路脇に露出していたマンホールに接触した。 この結果、相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として135,264円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年3月28日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市河和田町548番3地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市河和田町548番3地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和6年3月29日 午後3時30分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市河和田町548番3地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として31,050円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年4月25日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市河和田町548番3地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市河和田町548番3地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和6年3月26日 午後7時30分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市河和田町548番3地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として53,900円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年4月30日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市河和田町548番3地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市河和田町548番3地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和6年3月26日 午後8時頃
事 故 発 生 場 所	水戸市河和田町548番3地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として9,933円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年4月30日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市河和田町548番3地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市河和田町548番3地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和6年3月26日 午後9時頃
事 故 発 生 場 所	水戸市河和田町548番3地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として7,490円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年4月30日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市河和田町548番3地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市河和田町548番3地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和6年3月26日 午後10時頃
事 故 発 生 場 所	水戸市河和田町548番3地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として24,663円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年4月30日処分

水戸市長 高 橋 靖

専決処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、水戸市河和田町548番3地先で発生した事故に関する和解及び損害賠償の額を定めることについて、別紙のように処分したから、同条第2項の規定により報告するものである。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

和解及び損害賠償の額を定めることについて

水戸市河和田町548番3地先で発生した事故により生じた損害について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、和解及び損害賠償の額を次のとおり定める。

事 故 発 生 日 時	令和 6 年 3 月26日 午後10時50分頃
事 故 発 生 場 所	水戸市河和田町548番 3 地先
和 解 の 相 手 方	
事 故 の 概 要	上記場所の市道の舗装が欠損していたため、当該欠損部分を走行した相手方の車両が損傷したものである。
和 解 の 条 件	市は、 に対し、損害賠償金として21,955円を支払うものとする。

上記については、地方自治法第180条第1項の規定により処分するものである。

令和6年5月8日処分

水戸市長 高 橋 靖

令和5年度水戸市一般会計継続経費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定に基づき、令和5年度水戸市一般会計継続経費繰越計算について、次のように報告する。

令和5年度水戸市一般会計継続経費繰越計算書

(単位 円)													
款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続経費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度繰越額	左	財源内訳		
				予算計上額	前年度繰越額	計					繰越金	特定財源	
												国県支出金	地方債
4 衛生費	3 墓園斎場費	新斎場整備事業	3,233,000,000	1,980,800,000	169,493,376	2,150,293,376	1,049,776,084	1,100,517,292	1,100,517,292	301,817,292	-	798,700,000	-
8 土木費	3 河川費	元石川町排水路整備事業	350,000,000	140,000,000	-	140,000,000	50,800,000	89,200,000	89,200,000	22,300,000	-	66,900,000	-
	4 都市計画費	内原駅北側自由通路建設事業	609,000,000	304,500,000	-	304,500,000	112,800,000	191,700,000	191,700,000	21,676,000	101,924,000	68,100,000	-
9 消防費	1 消防費	中大野中河内線橋りょう上部製作事業(2期)	650,000,000	230,000,000	-	230,000,000	228,000,000	2,000,000	2,000,000	-	1,100,000	900,000	-
		緑岡出張所改築事業	596,100,000	184,300,000	-	184,300,000	178,473,030	5,826,970	5,826,970	5,826,970	-	-	-
10 教育費	2 小学校費	石川小学校長寿命化改良事業	1,954,000,000	1,136,100,000	711,200,000	1,847,300,000	819,152,308	1,028,147,692	1,028,147,692	15,858,692	222,989,000	789,300,000	-
		寿小学校長寿命化改良事業	2,183,000,000	652,000,000	-	652,000,000	-	652,000,000	652,000,000	398,000	143,102,000	508,500,000	-

(単位 円)

款	項	事業名	継続費の総額	令和5年度継続費予算現額			支出済額及び支出見込額	残額	翌年度通繰繰越額	左の財源内訳		
				予算計上額	前年度通繰繰越額	計				繰越金	特定財源	その他
	計		9,575,100,000	4,627,700,000	880,693,376	5,508,393,376	2,439,001,422	3,069,391,954	3,069,391,954	繰越金 367,876,954	特定財源 国県支出金 469,115,000 地方債 2,232,400,000	その他 -

令和6年6月3日提出

水戸市長 高橋 靖

令和5年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和5年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和5年度水戸市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源				内訳	
					既収入 特定財源	未収入		特定財源	その他	一般財源
						国県支出金	地方債			
2 総務費	1 総務管理費	交通政策経費	205,014,000	31,100,000	-	16,214,000	11,900,000	-	-	2,986,000
		基幹業務システム経費	342,961,000	8,000,000	-	8,000,000	-	-	-	-
		市民センター長寿命化改修事業費	212,200,000	117,200,000	-	-	105,000,000	-	-	12,200,000
		防犯灯経費	71,356,000	20,000,000	-	-	18,000,000	-	-	2,000,000
		市民会館運営経費	407,863,000	20,000,000	-	-	-	-	-	20,000,000
3 民生費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳経費	148,059,000	21,900,000	-	13,400,000	-	-	-	8,500,000
		市民税非課税世帯等臨時特別給付金経費	3,795,000,000	679,300,000	-	679,125,722	-	-	174,278	-
		障害者福祉経費	203,069,000	7,100,000	-	-	-	-	-	7,100,000
		高齢者福祉施設経費	536,169,000	41,800,000	-	37,800,000	-	-	-	4,000,000
		子育て支援経費	195,087,000	29,142,000	-	15,988,000	-	-	-	13,154,000
4 衛生費	2 児童福祉費	学童クラブ経費	184,700,000	9,000,000	-	6,000,000	-	-	-	3,000,000
		新型コロナウイルス感染症対策経費	493,000,000	9,700,000	-	6,900,000	-	-	-	2,800,000

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
		新型コロナウイルスワクチン接種経費	1,132,000,000	12,500,000	-	12,500,000	-	-	-
	2 母子保健費	乳幼児健康診査相談経費	67,685,000	12,500,000	-	4,000,000	-	-	8,500,000
	4 清掃費	清掃事務所運営経費	134,322,000	72,944,000	-	-	29,200,000	-	43,744,000
		旧清掃工場及び周辺環境保全対策経費	20,453,000	10,000,000	-	-	-	-	10,000,000
		不法投棄防止経費	4,889,000	2,200,000	-	-	-	-	2,200,000
6 農林水産業費	5 上水道費	水道事業会計繰出金	37,500,000	29,200,000	-	-	29,200,000	-	-
	1 農業費	県単土地改良事業費	25,900,000	8,100,000	-	2,929,000	-	-	5,171,000
		森林公園管理経費	27,955,000	1,826,000	-	-	-	-	1,826,000
8 土木費	2 林業費	林業管理経費	25,984,000	10,300,000	-	-	-	-	10,300,000
	2 道路橋りょう費	道路管理経費	179,327,000	12,600,000	-	794,000	-	-	11,806,000
		舗装道維持補修費	536,576,000	31,400,000	-	-	29,500,000	-	1,900,000
		橋りょう維持補修費	119,422,000	57,000,000	-	30,459,000	-	-	26,541,000
		道路新設改良事業費	659,700,000	329,200,000	-	155,327,000	152,800,000	-	21,073,000
		側溝新設改良事業費	185,000,000	80,400,000	-	20,000,000	54,500,000	-	5,900,000
		狭あい道路及び後退敷地整備事業費	390,000,000	187,200,000	-	91,860,000	82,700,000	-	12,640,000
		認定外道路整備事業費	22,000,000	2,600,000	-	-	-	-	2,600,000
	道路新設改良事業費 (内原地区)	288,100,000	124,700,000	-	50,777,000	59,700,000	-	14,223,000	
	交通安全施設整備事業費	187,300,000	47,400,000	-	22,330,000	16,500,000	-	8,570,000	

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
		交通安全施設整備事業費（内原地区）	4,500,000	1,400,000	-	-	-	-	1,400,000
		橋りょう新設改良事業費	99,000,000	12,300,000	-	4,670,000	3,400,000	-	4,230,000
		河川事務費	12,549,000	2,200,000	-	1,031,000	-	-	1,169,000
	3 河川費	排水路整備事業費	575,300,000	187,000,000	-	-	160,500,000	-	26,500,000
		市街地整備推進事業費	5,000,000	1,000,000	-	-	-	-	1,000,000
		水戸駅前三の丸地区市街地再開発事業費	260,000,000	141,200,000	-	70,600,000	-	-	70,600,000
	4 都市計画費	内原駅周辺地区整備事業費	688,200,000	13,500,000	-	4,688,000	2,700,000	-	6,112,000
		国補街路整備事業費（建設計画課）	1,530,000,000	492,500,000	-	270,683,000	221,300,000	-	517,000
		単市街路整備事業費（建設計画課）	44,000,000	16,800,000	-	-	-	-	16,800,000
		都市下水道整備事業費	376,400,000	108,400,000	-	-	75,700,000	-	32,700,000
		都市下水道維持管理経費	94,014,000	1,300,000	-	-	-	-	1,300,000
		公園等管理経費	760,300,000	19,900,000	-	-	-	-	19,900,000
		国補公園建設事業費	771,900,000	462,200,000	-	207,643,000	225,600,000	-	28,957,000
		単市公園建設事業費	117,100,000	11,200,000	-	-	7,300,000	-	3,900,000
		千波湖浄化経費	38,377,000	3,100,000	-	-	-	-	3,100,000
		住宅整備事業費	323,000,000	176,000,000	-	63,604,000	102,500,000	-	9,896,000
10 教育費	2 小学校費	小学校施設設備整備事業費	309,000,000	60,300,000	-	14,525,000	33,300,000	-	12,475,000

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内				記
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
		寿小学校長寿命化改良事業費	790,000,000	68,000,000	-	-	60,200,000	-	7,800,000
		妻里小学校長寿命化改良事業費	35,200,000	29,100,000	-	-	18,000,000	-	11,100,000
		酒門小学校校舎増築事業費	36,300,000	17,100,000	-	-	12,600,000	-	4,500,000
	5 社会教育費	少年自然の家運営経費	38,535,000	200,000	-	-	-	-	200,000
	6 保健体育費	体育施設整備事業費	426,700,000	140,300,000	113,600,000	6,635,000	-	-	20,065,000
計					113,600,000	1,818,482,722	1,512,100,000	174,278	546,955,000

令和6年6月3日提出

水戸市長 高橋 靖

令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和5年度水戸市公設地方卸売市場事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入		財源		
						国県支出金	地方債	その他		
1 卸売市場費	1 卸売市場費	施設整備事業費	657,700,000	42,213,000	42,213,000	-	-	-	-	
	計		657,700,000	42,213,000	42,213,000	-	-	-	-	

令和6年6月3日提出

水戸市長 高橋 靖

令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定に基づき、令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算について、次のように報告する。

令和5年度水戸市東前第二土地区画整理事業会計繰越明許費繰越計算書

(単位 円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源	
					既収入 特定財源	未収入				その他
						国県支出金	地方債	特定財源		
1 東前第二土地区画整理事業費	1 東前第二土地区画整理事業費	東前第二土地区画整理事業費	181,000,000	36,000,000	36,000,000	-	-	-	-	
計			181,000,000	36,000,000	36,000,000	-	-	-	-	

令和6年6月3日提出

水戸市長 高橋 靖

令和5年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により，令和5年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算について，次のように報告する。

令和5年度水戸市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続の総費額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度通次繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算額	前年度通次繰越額	計				企業債	当年度損留	分定資金	
1 資本的支出	1 建設改良費	開江浄水場薬品注入施設取替工事	600,600,000	198,000,000	139,000,000	337,000,000	79,200,000	257,800,000	257,800,000	214,900,000	42,900,000	0	0
		枝内取水場導水施設整備事業	1,019,000,000	490,000,000	-	490,000,000	251,020,000	238,980,000	238,980,000	154,800,000	84,180,000	0	0
		楮川浄水場及び開江浄水場中央監視操作施設取替事業	1,716,000,000	572,000,000	-	572,000,000	228,000,000	344,000,000	344,000,000	229,600,000	114,400,000	0	0
		計	3,335,600,000	1,260,000,000	139,000,000	1,399,000,000	558,220,000	840,780,000	840,780,000	599,300,000	241,480,000	0	0

令和6年6月3日提出

水戸市長 高橋 靖

令和5年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により，令和5年度水戸市水道事業会計予算繰越計算について，次のように報告する。

令和5年度水戸市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左					財 源 内 訳				不用額	翌年度繰越額を に係る繰越を 要するたな 資産の 購入 限度額	明 説
						企業債	一般会計 出資金	国庫補助金	工 庫 負担金	工事 負担金	当年度分 損益勘定 留保資金						
1 資本的 支出	1 建設改 良費	整備事業費 負担事業費 改良事業費	1,205,289,400	850,201,400	301,371,000	円 133,700,000	円 -	円 61,219,000	円 -	円 106,452,000	円 53,717,000	円 -	円 53,717,000	円 -	関係機関との協議 に日時を要したた め		
			137,357,000	88,975,100	2,733,000	円 -	円 -	円 2,206,360	円 526,640	円 45,648,900	円 -	円 45,648,900	円 -	関係機関との協議 に日時を要したた め			
			647,460,000	354,606,000	280,260,000	円 58,100,000	円 29,200,000	円 39,050,000	円 -	円 153,910,000	円 12,594,000	円 -	円 12,594,000	円 -	関係機関との協議 に日時を要したた め		
		計	1,990,106,400	1,293,782,500	584,364,000	円 191,800,000	円 29,200,000	円 100,269,000	円 2,206,360	円 260,888,640	円 111,959,900	円 -	円 -				

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

令和5年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について

地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により，令和5年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算について，次のように報告する。

令和5年度水戸市下水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続の費額	令和5年度継続費予算現額			支払義務発生額 (見込)額	残額	翌年度繰越額	翌年度繰越額に係る財源内訳			翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額
				予算額	前年度繰越額	計				企業債	国庫補助金	当年度分損益剰余金	
1 資本的支出	1 建設改良費	遠方監視設備改築事業	510,000,000	255,000,000	-	255,000,000	102,000,000	153,000,000	153,000,000	76,500,000	76,500,000	-	-
	計		510,000,000	255,000,000	-	255,000,000	102,000,000	153,000,000	153,000,000	76,500,000	76,500,000	-	-

令和6年6月3日提出

水戸市長 高橋 靖

令和5年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、令和5年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算について、次のように報告する。

令和5年度水戸市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入額	説明
						企業債	国庫補助金	当年度分 損益勘定 留保資金			
1 資本的 支出	1 建設改良費	管渠建設改良費	2,750,387,100	1,678,043,155	830,100,000	498,300,000	255,286,700	76,513,300	242,243,945	-	関係機関との協議に日時を要したため
		処理場建設改良費	115,459,000	7,980,000	72,990,000	59,100,000	5,508,800	8,381,200	34,489,000	-	関係機関との協議に日時を要したため
		流域下水道建設費	71,434,000	8,329,000	59,521,000	57,600,000	-	1,921,000	3,584,000	-	関係機関との協議に日時を要したため
	計		2,937,280,100	1,694,352,155	962,611,000	615,000,000	260,795,500	86,815,500	280,316,945	-	

令和6年6月3日提出

水戸市長 高橋 靖

公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和6年度事業計画及び 予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市スポーツ振興協会の令和6年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和6年度事業計画及び予算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市芸術振興財団の令和6年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市農業公社の令和6年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市農業公社の令和6年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市公園協会の令和6年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市公園協会の令和6年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

公益財団法人水戸市国際交流協会の令和6年度事業計画及び予算 に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、公益財団法人水戸市国際交流協会の令和6年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和6年度事業計画及び予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市勤労者福祉サービスセンターの令和6年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖

一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和6年度事業計画及び 予算に関する書類の提出について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定に基づき、一般財団法人水戸市商業・駐車場公社の令和6年度事業計画及び予算に関する書類を別冊のように提出する。

令和6年6月3日提出

水戸市長 高 橋 靖